

■ 給与所得の求め方（令和3年度改正以降適用）・・・B欄（所得金額調整控除前）

給与所得の収入金額（ア）	給与所得の金額	
	令和3年度改正以降	令和2年度以前（改正前）
～ 550,999円	0円	0円
551,000円～ 650,999円	(ア) - 550,000円	0円
651,000円～ 1,618,999円		(ア) - 650,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円	969,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円	970,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円	972,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円	974,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	(イ) × 60% + 100,000円	(イ) × 60%
1,800,000円～ 3,599,999円	(イ) × 70% - 80,000円	(イ) × 70% - 180,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	(イ) × 80% - 440,000円	(イ) × 80% - 540,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	(ア) × 90% - 1,100,000円	(ア) × 90% - 1,200,000円
8,500,000円～ 9,999,999円	(ア) - 1,950,000円	
10,000,000円～	(ア) - 1,950,000円	(ア) - 2,200,000円

(イ) = (ア) ÷ 4 (千円未満切り捨て) × 4

■ 所得金額調整控除（令和3年度改正以降適用）・・・B欄、⑫欄

給与等の収入金額が850万円を超える方で、「本人が特別障害者に該当する」「年齢23歳未満の扶養親族を有する」「特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する」のいずれかに該当する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除額を控除します。

→所得金額調整控除額

= [給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円） - 850万円] × 10%

■ 未成年者について・・・子欄

令和7年1月1日現在で、18歳未満の人。

■ 寡婦控除について・・・ル欄

合計所得金額が500万円以下である人で、「夫と死別、離婚、夫が生死不明となった後再婚をしておらず、子以外の扶養親族がいる」又は「扶養親族はいないが、夫と死別か夫が生死不明となった後に再婚をしていない」のいずれかに該当する人。

控除額・・・27万円

■ ひとり親控除について・・・ヲ欄

現に婚姻をしていない、又は配偶者が生死不明となっている、合計所得金額が500万円以下である人で、生計を一にする子〔総所得金額（退職・山林）が48万円以下〕がいる人。

※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある人や、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいる場合は対象外

控除額・・・35万円

居住者の区分	配偶関係		死別（又は生死不明）	離婚	未婚のひとり親	
	居住者の合計所得金額		500万円以下	500万円以下	500万円以下	
女性	扶養親族	有	子（ひとり親）	35万円	35万円	35万円
			子以外（寡婦）	27万円	27万円	—
		無（寡婦）	27万円	—	—	
男性	扶養親族	有	子（ひとり親）	35万円	35万円	35万円
			子以外	—	—	—
		無	—	—	—	

## ■ 基礎控除（令和3年度改正以降適用）・・・⑪欄

注：合計所得金額が2,500万円を超える方は適用ありません。

合計所得金額		控除額		給与支払報告書 記載方法
		令和3年度以降	改正前	
2,400万円以下		48万円	38万円	記載不要
2,400万円超	2,450万円以下	32万円		320,000
2,450万円超	2,500万円以下	16万円		160,000
2,500万円超		0円		0

## ■ 控除対象扶養親族（令和6年度課税分以降）・・・⑬欄

国外に居住する30歳以上70歳未満の扶養親族は、原則として扶養対象外となります。ただし、下記の区分01～04に該当する方は扶養控除の適用対象とすることができますので、その対象者氏名とともに「区分」欄へ該当する番号を記入してください。

なお、30歳以上70歳未満の国外居住者が下記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄※1	居住者
01	非居住者（30歳未満又は70歳以上）
02	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）
03	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）
04	非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）

※1 給与所得の源泉徴収票をe-Tax又は光ディスク等で税務署へ提出する場合は、「00」と記入してください。

※2 「留学生」とは留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者。

※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を受けている者。

## ■ 定額減税に関する事項（令和6年中支払のみ）・・・適用欄

実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載します。また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と）と記載します。

さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（以下「非控除対象配偶者」といいます。）分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

※「年調減税額」・・・年末調整時に年調所得税額から控除する定額減税額

※定額減税の制度の詳細につきましては、国税庁ホームページの定額減税特設サイトをご覧ください。

### ※ 個人番号（マイナンバー）の記載について

「個人番号」欄には、各々の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

### ※ 給与支払報告書の提出について

市区町村提出用・・・支払いを受ける人の、令和7年1月1日の居住地の市区町村の個人住民税担当課へ1部提出

税務署提出用・・・支払いを受ける人の、令和7年1月1日の居住地の税務署へ提出

本人交付用・・・本人に手渡してください